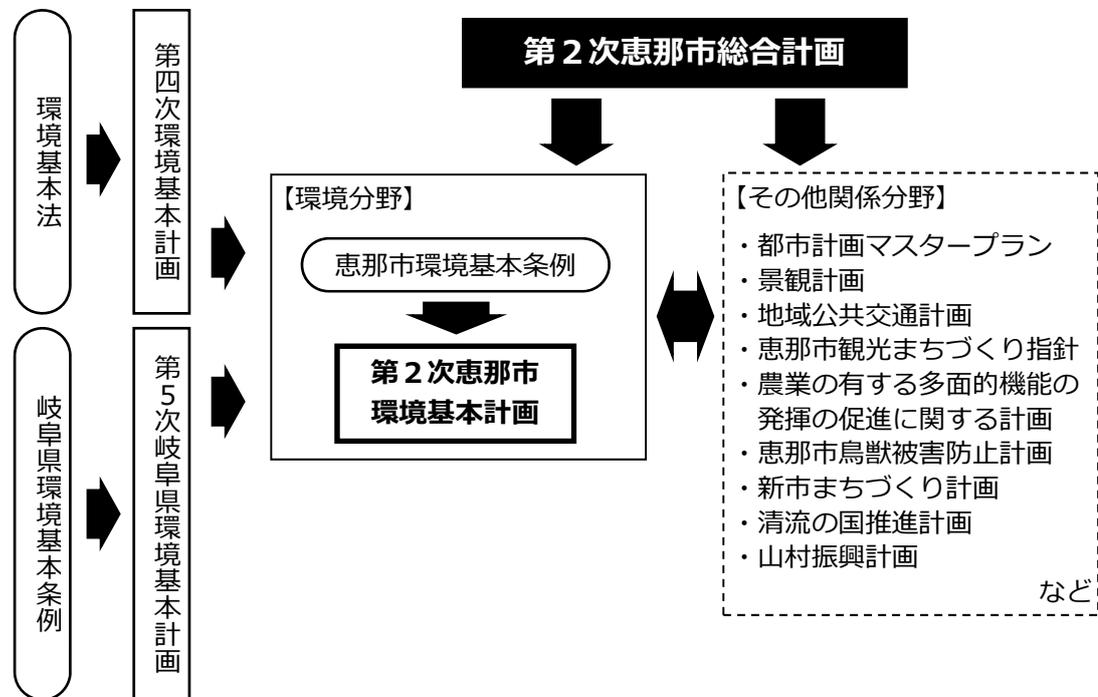


第 2 次恵那市環境基本計画中間見直しの概要

●概要

第 2 次恵那市環境基本計画は、豊かで快適な環境の保全及び創出についての基本的な考え方を定めた恵那市環境基本条例第 7 条に基づく、環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。さらに、まちづくりの基本的な考え方を示す市の最上位計画である第 2 次恵那市総合計画における理念や将来像を環境面から実現するための計画です。

また、国の環境基本法に基づく第四次環境基本計画、岐阜県の岐阜県環境基本条例に基づく第 5 次岐阜県環境基本計画を参酌するとともに、本市の各種関連計画との整合を図りながら策定をしています。



●環境基本条例（抜粋）

（環境基本計画）

第 7 条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

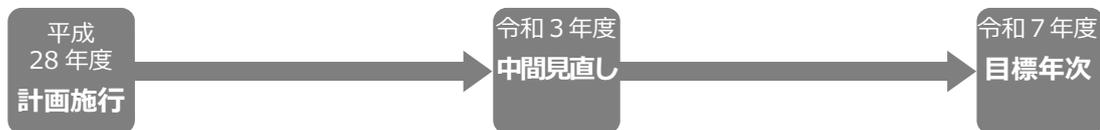
2 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映するために必要な措置をとるとともに、恵那市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞かななければならない。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、環境基本計画を変更しようとする場合に準用する。

●中間見直しの概要

本計画の期間は、第2次恵那市総合計画・基本構想の計画期間と合わせて、平成28年度から令和7年度までの10年間です。なお、第2次恵那市総合計画・基本計画の節目となる令和2年度には、環境施策の実施状況や目標指標の達成状況を点検・評価結果や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて中間見直しを図ることとしていましたが、今回の地球温暖化対策実行計画の策定を反映するため、令和3年度に後送りしています。



●中間見直し策定の方針

- ・基本的な章、基本目標は変更しませんが、地球温暖化対策実行計画の策定を踏まえ、必要事項を追記、修正します。
- ・平成28年策定時点では盛り込まれていない事項、例えば「SDGs」「食品ロスの削減の推進」などのキーワードを盛り込みます。
- ・基礎的数値の修正を行います。
- ・中間見直し素案内容事務は環境課で行い、委員会で検討、修正を行います。